

(事態打開に向けた対処の考え方)

(8) なお、琵琶湖上・湖岸で行われるすべての活動について、活動場所、活動時間、活動時期等の棲み分けを図ることが事態打開の一策と考えられるが、棲み分けに当たっては種別により優先順位の設定を検討すべきである。その検討において考慮される要素には、上述の基本理念にある環境等への負荷の大きさがあるほか、日常生活に対する当該活動の果たす重み、不特定多数の人への貢献度（公益性）などが考えられる。また、事態打開に向けて、棲み分け以外に、自然と共生していくライフスタイルを確立していくことや、自然教育・環境学習の充実による琵琶湖とのつきあい方の習得など、環境面からのアプローチが考えられる。従来にも増して普及啓発を十分に実施していくことも必要である。

<参考資料>

- ・資料5－1 琵琶湖の諸データ一覧表
- ・〃 5－2 外来魚対策について（滋賀県政世論調査・平成12年度、2000.11.）
- ・〃 5－3 将来の海辺への要望（海辺ニーズに関する世論調査、2000.8.）

6. 琵琶湖におけるレジャー利用に関するルールの構成

(ルール設定の必要性)

(1) 琵琶湖で行われるレジャー活動に対する不満や、提起されている諸々の問題を解決していくためには、今までのレジャー利用者の自主性に任せる方針では限界があり、一定のルールを設定する必要がある。そのルールは、単に今ある問題点に対処する「べからず集」とするのではなく、上述の基本理念を踏まえて琵琶湖におけるレジャー利用全般に関する方向性を示すものとするべきである。

(ルールの構成)

(2) ここでの論点を整理した上で、ルールの構成を考えると、次のようなものが考えられる。

序章 琵琶湖利用のあり方の基本理念

第1 各主体の責務

第2 利用適正化のための基本計画

第3 地域単位で関係者が協議できる場の設定

第4 適正なレジャー利用の推進

第5 適正化を図るための制限措置

第6 実効性の確保

琵琶湖適正利用懇話会

レジャー利用を楽しむためのルール設定

企画部会資料
湖岸・沿岸集落域対策部会資料
湖面対策部会資料

注:

(淀川水系流域委員会琵琶湖部会への資料提供に当たって)
本資料は、懇話会審議の便宜をはかるため「琵琶湖のレジャー利用を楽しむためのルール」になり得ると思われる事項について、既存根拠法・条例の有無に関わらず分野別にとりまとめたものです。従って「琵琶湖の適正利用に関する新条例の素案」といった性質のものではないことをご留意願います。

滋 賀 県

レジャー利用を楽しむためのルール設定

琵琶湖においてレジャーを楽しむためには、ルールを守り適正に利用することが望まれます。琵琶湖でレジャー利用を楽しむためのルールは、以下の項目による構成と考えられます。

序章 琵琶湖利用のあり方の基本理念

第1 各主体の責務

第2 利用適正化のための基本計画

第3 地域単位で関係者が協議できる場の設定

第4 適正なレジャー利用の推進

第5 適正化を図るための制限措置

第6 実効性の確保

序章 琵琶湖利用のあり方の基本理念

- ① 琵琶湖の環境にできる限り負荷がかからない利用であること
- ② 地域住民の生活と生業に対して
できる限り負荷がかからない利用であること

第1 各主体の責務

各 主 体	責 务
住民利用者を問わず	<ul style="list-style-type: none">・琵琶湖を公物として適切に大事に使っていく・昔ながらの風物を大切にしていく・ゴミの散乱防止につい努め、自然と共生していくライフスタイルに転換していく
行政	<ul style="list-style-type: none">・ルールの的確な運用および実効性の確保に努める・自然環境や水質に関するモニタリングを行い、専門家の評価を受ける・住民をはじめ関係各者とのパートナーシップを重視する・レジャー利用の適正化を確保するために関係者間の話し合いの場を設定する。
レジャー利用者	<ul style="list-style-type: none">・なりわいを尊重し、傍若無人なイメージを与えないなど、生活者・漁業従事者に配慮する・琵琶湖の水や景観を汚さないよう配慮する・外来魚を放流しないなど、琵琶湖本来の自然環境に配慮する
レジャー業界	<ul style="list-style-type: none">・環境配慮型商品の開発に努める・消費者あるいは利用者に適正利用の啓発を行う・琵琶湖における適正利用の確立に協力する。
住民・漁業関係者	<ul style="list-style-type: none">・来訪者を排他的に見ないように努め、新しいレジャー利用に理解を示す

第2 利用適正化のための基本計画

計画の趣旨

- ・地域の事情に応じて、ルールに沿った施策を展開していくための計画を策定する
- ・琵琶湖のレジャー利用に関して多数関係している法令・条例との連携を確立する

棲み分けの方向性

- 湖面や湖岸の利用に当たっては、次のものへの優先性を前提とする
- ・湖上交通など公益性・公共性の高いもの
 - ・漁業など古くから生活の糧となっている活動
 - ・自然環境や景観など次世代に引き継ぐべきもの
 - ・沿岸に定住している県民の日常生活

第3 地域単位で関係者が協議できる場の設定

概念

- ・レジャー利用者、地域住民、漁業関係者等が意見交換できる場の設定

- ・利害関係の調整あるいは地域活性化に向けた調整を図る場の設定

- ・地域の事情に応じた「地域ルール」を策定していく場の設定

方策

- ・市町単位あるいは自治会程度の範囲で関係者が協議する場を県が設定する

- ・協議会に参加する人員をどのように決定するかは地元に相談する。

- ・地域レベルで制限を強化する方針、利用を推進する方針等の協議の場とする

- ・ゲレンデリーダーの選出はこの場に委ねる

方策	適正化推進地域協議会の設置	企画部会
内容	琵琶湖利用の適正化においては、特に地域の実情を考慮し利害関係者相互の調整を図る必要がある時には、適正化推進地域協議会を設置する。	
概要	◎適正化推進地域協議会の設定事項 <ul style="list-style-type: none">・地域ルールの設定（規制方策：利用時間、時期、場所等）・利用推奨区域の設定・ゲレンデリーダーの選定	
留意事項	・地域協議会の適切な規模 ・協議会委員の選定	

第4 適正なレジャー利用の推進

- 概念**
- ・レジャー利用技術の向上、マナーの確立、環境保全利用の確保に向けた対策の実施
 - ・適正な利用を前提とした利用エリアの設定
- 方策**
- ・適正な利用誘導のため利用推奨区域を設定する（上記第3の協議の場での調整が必要）
 - ・利用推奨区域には所要の施設整備を行う
 - ・利用推奨区域にレジャー利用に関するリーダーを置くこととし、当該リーダーに統制を任せる
 - ・環境配慮製品の開発促進を依頼するとともに、その使用を奨励する
 - ・優良なレジャー利用者を顕彰する

方策	利用推奨区域の設定	湖面・湖岸部会
内 容	琵琶湖において、レジャー利用を適正な利用形態に誘導するために利用推奨区域を設けることができる。	
概 要	<ul style="list-style-type: none"> ◎利用推奨区域の形態 <ul style="list-style-type: none"> ・動力船利用推奨区域 ・非動力船利用推奨区域 ・釣り利用推奨区域 ・レジャー利用の推奨区域（オートキャンプ、バーベキュー、花火等） ◎利用推奨区域の施設設置（必要に応じて） <ul style="list-style-type: none"> ・船舶の揚降施設の設置（この場所以外からの船舶の揚降禁止） ・駐車場、トイレの設置 ◎利用推奨区域の設定 <ul style="list-style-type: none"> ・利用推奨区域の設定は、地域の実情を踏まえることを基本とし、地域協議会に委ねる。 	
留意事項	<ul style="list-style-type: none"> ・利用推奨区域の設置要件 ・利用推奨区域の妥当性（関係法令等との整合性） 	

方策	ゲレンデリーダーの設置	湖面部会
内 容	利用推奨区域において、利用秩序の維持、地域ルール厳守の指導等を行うためにゲレンデリーダーを設置する。	
概 要	<ul style="list-style-type: none"> ◎ゲレンデリーダーの選定 <ul style="list-style-type: none"> ・ゲレンデリーダーは、地域の実情に詳しく、当該利用機器に関しても専門的な知識も必要であるため、地域協議会にその選定を委ねる。 ◎ゲレンデリーダーの責務 <ul style="list-style-type: none"> ・推奨区域において、利用秩序の維持、地域ルール厳守の指導等を行う。 ・推奨区域の状況を地域協議会に報告する。 ◎ゲレンデリーダーの権限 <ul style="list-style-type: none"> ・推奨区域利用者は、地域協議会に承認を受けたゲレンデリーダーの指導に従わなければならない。 	
留意事項	<ul style="list-style-type: none"> ・ゲレンデリーダーの適正 ・ゲレンデリーダーの権限確保 	

方策	環境配慮製品の使用の奨励	企画部会
内容	琵琶湖の水質、底質および自然環境ならびに住民の生活環境や生業に負荷の少ない製品の普及促進のため、県は環境配慮製品の使用奨励を行う。	
概要	◎環境配慮製品の奨励 ・メーカーへの環境配慮品の開発依頼 ・環境配慮製品の指定を行い、その旨を表示する。	
留意事項	・メーカーへの開発依頼方法 ・環境配慮品の指定要項	

方策	優良なレジャー利用者を顕彰する	企画部会
内容	琵琶湖のレジャー利用において、その利用状況が優良な利用者または団体を顕彰する。また、その利用者または団体に關係する販売業者や保管業者について顕彰する。	
概要	◎優良なレジャー利用に対する顕彰 ・優良なレジャー利用者または団体の顕彰 ・優良な販売業者または保管業者の顕彰	
留意事項	・優良なレジャー利用者の選定	

第5 適正化を図るための制限措置

- 概念**
- ・守るべきものを特定し、場所・時間・方法等について利用制限を設定
 - ・レジャー利用に関する一定の管理措置を導入
- 方策**
- ・利用制限区域を設定する
 - ①琵琶湖の水質・自然環境等の保全のため
 - ②地域住民の生活・地域固有の産業の保護のため
 - 併せて利用時期、利用時間、利用方法等の制限内容も設定
 - ・プレジャーボート、その所有者、保管業・レンタル業者の登録制を実施する
 - ・出入艇場所を指定し、そこ以外からの船舶の出し入れを制限する
 - ・琵琶湖での使用を禁止する機器類、釣り具等の使用を制限する
 - ・支障のある操船方法、迷惑駐車、環境に悪影響のある行為などを制限する

方策	利用規制区域の設定	湖面・湖岸部会
内 容	<p>琵琶湖の自然環境、湖岸域住民の生活環境、琵琶湖固有の生業の保護ならびに保全を目的として、利用規制区域を設ける。規制については、以下の項目を設定する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ◎ 琵琶湖面において動力船の航行を禁止し、または制限する区域 ◎ 琵琶湖岸において車両の乗り入れを禁止し、または制限する区域 ◎ 琵琶湖湖岸域においてレジャー利用を制限する区域 	
概 要	<ul style="list-style-type: none"> ◎利用規制区域設定にあたっての規定事項 <ul style="list-style-type: none"> ・1年のうち動力船の航行または車両の乗り入れを規制する期間 ・1日のうち動力船の航行または車両の乗り入れを規制する時間 ・制限を行う動力船の航行または車両の乗り入れの方法（速度を含む） ・漁港の使用方法について制限する規則 ◎利用規制区域設定にあたっての守るべきものの特定 <ul style="list-style-type: none"> ・住民の生活環境に関する事項（騒音、迷惑駐車等） ・琵琶湖固有の生業を保護・保全する事項（漁業、観光船業等） ・生態系の保護・保全に関する事項（鳥類、魚類等） ・湖岸植生帯の保護・保全に関する事項（ヨシ原、ヤナギ、松等） ・砂浜の保護・保全に対する事項 ・湖岸施設の保護・保全に関する事項（水道取水口を含む） ・漁業施設の保護 ◎利用規制区域設定に関する事項 <ul style="list-style-type: none"> ・利用規制区域は、大枠の守るべきものを守るために規制方策を検討する。（水面利用計画を参考とし、他の法令で規定できる部分等） ・その他の地区については、地域の実情に応じた地域ルールの設定を行うことを基本とし、地域協議会に委ねる。 	
留意事項	<ul style="list-style-type: none"> ◎要監視事項 <ul style="list-style-type: none"> ・制限区域での規制行為 ・車両乗り入れ禁止場所からの船舶出入艇 ◎現行法令での規制範囲の特定 	

方策	プレジャーボートの届出	湖面部会
内 容	<p>琵琶湖において航行する全てのプレジャーボートは、県への届け出が必要とする。これは、船舶の所有者の責任を明確にするとともに、当該プレジャーボートの取り締まり時の識別に使用するものとする。</p> <p>また、プレジャーボートの所有者は、その運航に関して管理責任が発生するものとする。</p>	
概 要	<ul style="list-style-type: none"> ◎届出済証、船体番号の発行 <ul style="list-style-type: none"> ・届出済証は、船舶を航行するときは必ず携帯するものとする。 ・船体番号は、船舶の両側に周辺から識別できる位置に貼るものとする。 ◎届出の有効期限 <ul style="list-style-type: none"> ・届出済証の有効期限は3年間とし、有効期限満了時には更新手続きが必要となる。 ◎届出時の指導・検査 <ul style="list-style-type: none"> ・プレジャーボート届出時には、適正利用に関する指導・助言を行う。 ・届出するプレジャーボート（動力船）は、改造等の利用禁止用具に該当するか検査を行うものとする。（検査済み証の提出等） ・プレジャーボート（動力船）は、強制保険の加入を義務付けるものとする。 	
留意事項	<ul style="list-style-type: none"> ◎要監視事項 <ul style="list-style-type: none"> ・使用禁止指定を受けた船舶の航行 ・無届けの船舶の航行 ・船体番号発布義務違反 ◎強制保険の加入義務付けの可能性 	

方策	プレジャーボート保管業・貸出業の届出	湖面部会
内 容	琵琶湖において、プレジャーボートの保管業や貸出業を行うにあたっては、県への届出を行うものとする。	
概 要	<ul style="list-style-type: none"> ◎届出業者の責務 <ul style="list-style-type: none"> ・琵琶湖域におけるレジャー利用の適正化に関する啓発 ・レジャー利用者の安全確保 ・情報の提供その他必要な措置 ・利用の適正化に関する施策への協力 ◎保管船舶の管理 <ul style="list-style-type: none"> ・保管業者が保管する船舶は、登録番号を提出する必要がある。 ・動力船貸出業者は、船舶の貸出時に、船舶免許の携帯確認等の利用者確認を行うことおよび貸出船と利用者の管理を行わなければならない。 ◎利用者への指導・啓発 <ul style="list-style-type: none"> ・保管業者および貸出業者は、利用者に対し適正利用の指導・啓発を行わなければならない。 	
留意事項	<ul style="list-style-type: none"> ◎要監視事項 <ul style="list-style-type: none"> ・無届けの営業 ◎登録業者の選考基準 	

方策	プレジャーボートの入出艇場所の設定	湖面部会
内容	プレジャーボートの入出艇場所は、定められた場所のみから行うことを基本とする。	
概要	◎プレジャーボートの入出艇場所は以下の場所を基本とする。 ・指定マリーナからの入出艇 ・指定された漁港からの入出艇 ・県が設置または指定した入出艇場所からの入出艇	
留意事項	◎入出艇場所以外からの入出艇監視方法 ◎現在の湖岸付近業者との調整	

方策	使用レジャー用具の制限	湖面部会
内容	琵琶湖域で使用できないレジャー用具を規定する。	
概要	◎レジャー用具の規制 ・規制されたエンジンを搭載した船舶 ・有害物質を水中に溶出させるおそれのある釣り糸および疑似餌 ・琵琶湖の水質、自然環境をはじめとする環境に著しい影響を及ぼすおそれのあるレジャー用具	
留意事項	◎有害物質を発生する用具の特定	

方策	レジャー利用者の守るべき事項	湖岸部会
内容	レジャー利用者は、琵琶湖の自然環境や県民の生活環境、琵琶湖固有の生業に著しい負荷を与える行為を行ってはいけない。	
概要	◎レジャー利用者が守るべき事項 ・琵琶湖湖岸域において、直火によるバーベキュー等を行ってはならない。 ・沿岸集落域において、住民の迷惑になる駐車を行ってはならない。 ・深夜および早朝の琵琶湖湖岸域においては、花火などの騒音を伴う行為は行ってはならない。 ・琵琶湖でのレジャー用具の洗浄等は行ってはならない。 ・ゴミの持ち帰りに努める。 ・その他琵琶湖の環境悪化につながる行為を行ってはならない。	
留意事項	◎規制対象としての実効性確保方法	

方策	動力船の操船方法や迷惑駐車の規制	湖面・湖岸部会
内容	動力船の操船は、琵琶湖等水上安全条例をはじめとした関係法令を遵守するほか、琵琶湖の水質、自然環境等の環境に著しい影響を及ぼす行為を制限する。	
概要	◎操船方法について制限される行為 ・湖面や湖岸において、水面や地面に燃料や潤滑油が流れ出さないようにしないで、給油等を行うこと ・無用なアイドリングを行うこと ・鳥類などの至近距離による操船 ・住宅地や農道、湖岸道路などの生活道路への迷惑駐車を行うこと ・その他琵琶湖の水質、自然環境等の環境に著しい影響を及ぼす行為	
留意事項	◎実効性の確保方法	

第6 実効性の確保

- 概念**
- ・行政と地域住民、関係機関相互の連携を取ることで実効性を確保
 - ・現場の事情や制限内容など、必要な情報の提供と普及啓発の充実
- 方策**
- ・本ルールの担保のため指導員（監視員）を配置し、関係者間の連携体制を確立する
 - ・積極的に情報発信を行うとともに、普及啓発活動を充実させる
 - ・条件が整えば、利用税あるいは使用料を徴収して本ルールの遂行経費に充てる

方策	琵琶湖適正利用監視員の設置	湖面部会
内 容	琵琶湖の適正利用に関して、ルールの厳守状況を監視し、違反があった場合にはこれを指導する、琵琶湖適正利用監視員を設置する。なお、琵琶湖適正利用監視員は、レジャー利用者の適正化に関して、指導・啓発を行うものとする。	
概 要	<ul style="list-style-type: none"> ◎琵琶湖適正利用監視員の業務 <ul style="list-style-type: none"> ・ルールの遵守状況の監視 ・違反者の指導（行政との連携による。） ・レジャー利用の適正化についての指導・啓発 	
留意事項	<ul style="list-style-type: none"> ◎監視員の資質 ◎監視員の選定方法 	

方策	利用税あるいは利用料の徴収	企画部会
内 容	琵琶湖の適正利用に関して、ルールの遂行を行うための経費の捻出方法として、利用税もしくは使用料を徴収する。	
概 要	<ul style="list-style-type: none"> ◎考えられる徴収方法（案） <ul style="list-style-type: none"> ・琵琶湖利用税 ・船舶利用税 ・施設使用料 ・その他 	
留意事項	<ul style="list-style-type: none"> ◎税金徴収の妥当性 ◎徴収方法の確立 	

10/55 魚日

1/4 5.76

$\frac{1}{5}$ # (1/2)

元經とのことある界に 署県水の弟が身じ少ハ対はるの

1/29 落瓦

